

## 鶴岡市農業委員会第9回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年 8月10日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 石井 光明      2番 渡部 長和      3番 小林 義一 4番 佐藤 みほ      5番 工藤 久子      6番 大沼 恒司 7番 高橋 好博      8番 金野 匡良      9番 新館 登 10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘      2番 石川 守      3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子      5番 碓氷 伸      6番 齋藤 力 8番 丸山 伸一      9番 高橋 文雄      10番 前田 浩 11番 佐々木 貢昌      12番 鈴木 聡      13番 伊藤 由紀子 14番 亀井 龍夫
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	7番 高橋聡推進委員、15番 清野吉喜推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志      局長補佐 池原 政志      主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝      専門員 伊藤 豊 調整主任 金内かんな      主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄      櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会      午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席届は、7番 高橋聡推進委員、15番 清野吉喜推進委員より提出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第9回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、9番 新館登委員と、1番 石井光明委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議	長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事 務 局		(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
		(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
		(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
議	長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
		( 発言者なし )
議	長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局		(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議	長	3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 5番 碓氷 伸推進委員
5 番推進委員		5番 羽黒の碓氷です。羽5番ですが、8月2日午後4時より新館委員、事務局2名と私の計4名で現地確認を行いました。■■さんは今までも耕作してきておりました。この度、所有権移転で申請されたものであります。適切な管理をして農業を頑張っている方と確認しております。農地法第3条第2項には該当せず、問題ありませんでしたので報告させていただきます。
議	長	ありがとうございます。 9番 高橋 文雄推進委員
9 番推進委員		9番高橋です。8月3日午後5時から事務局2名、丸山推進委員と私の4名で現地を確認いたしました。櫛13の案件ですが、受人の■さんは隣接する農地の所有者であり、当該農地は■さん所有の隣接畑とほとんど一体化していたため、お互い■さんの所有地と認識しておりました。農地は■さんが所有地と共に適切に管理し、妻と娘の3人で農作業に従事しております。牛も飼育しております。 続いて、櫛14の案件につきましては、農業者年金受給のための親子間の使用貸借であり、すべての農地をきちんと耕作しております。 以上2件すべて、農地法第3条第2項各項には該当していないことを報告いたします。
議	長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いします。
		( 発言者なし )

議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	( 説 明 ) 《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	ありがとうございます。5 条案件ですので現地調査の報告をお願いします。 2 番 石川推進委員
2 番推進委員	2 番推進委員の石川です。藤 2 の案件につきまして、8 月 2 日午後 2 時 15 分より事務局の金内さんと私の 2 名で現地調査を行ってまいりました。この案件は、おじいさんの土地にお孫さんの家を建てるというものです。屋敷内の畑でありまして、隣の家の屋敷と接しております。表と裏に道路がありまして、何も問題ないと判断しましたのでご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 9 番 高橋文雄推進委員
9 番推進委員	9 番推進委員高橋です。同じく 8 月 3 日に 4 人で確認しました。申請に係る農地の傾斜修正のために土砂採取を行うもので、やむを得ないと認められます。土砂の流出等はなく、水路等の施設管理者と協議が整っているため、周辺農用地への影響はないと判断したことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	( 説 明 ) 《議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》
議 長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )

議 長	<p>賛成により議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、原案通り決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたします。続きまして、農業者年金の裁定請求について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	(説明)《農業者年金の裁定請求について》
議 長	ありがとうございます。報告事項であります。質疑のある方は挙手を願います。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、これもちまして第9回東部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前10:10
	<p>議 長 _____ 佐 久 間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石 井 光 明 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 新 館 登 _____</p>